

昭和五十五年国家公安委員会規則第四号

国際捜査共助等に関する法律に関する書式例

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条の規定に基づき、国際捜査共助法に関する書式例を次のように定める。

国際捜査共助等に関する法律に規定する処分及び調査のための措置に関して作成する書類は、別記様式第1号から第32号までによるものとする。

附 則

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（平成二二年二月二二日国家公安委員会規則第二二二号）

この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月二五日国家公安委員会規則第一三三号）

この規則は、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年六月二十九日）から施行する。

附 則（平成二四年六月二二日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年六月二十二日）から施行する。

附 則（令和元年六月二二日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基

づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車、防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する

特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和四年三月三二日国家公安委員会規則第一三三号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式

- 目次
- 様式第1号 供述調書（甲）
 - 様式第2号 供述調書（乙）
 - 様式第3号 鑑定嘱託書
 - 様式第4号 鑑定処分許可請求書
 - 様式第5号 実況見分調書
 - 様式第6号 任意提出書
 - 様式第7号 領置調書
 - 様式第8号 押収品目録
 - 様式第9号 押収品目録交付書
 - 様式第10号 共同関係事項照会書
 - 様式第11号 保全要請書
 - 様式第12号 保全要請期間延長通知書
 - 様式第13号 保全要請取消書
 - 様式第14号 差押／搜索／検証／許可状請求書
 - 様式第15号 記録命令付差押許可状請求書
 - 様式第16号 身体検査令状請求書
 - 様式第17号 差押調書
 - 様式第18号 記録命令付差押調書
 - 様式第19号 搜索調書
 - 様式第20号 搜索証明書
 - 様式第21号 搜索差押調書
 - 様式第22号 検証調書

- 様式第23号 身体検査調書
- 様式第24号 所有権放棄書
- 様式第25号 電磁的記録に係る権利放棄書
- 様式第26号 還付請求書
- 様式第27号 仮還付請求書
- 様式第28号 交付請求書
- 様式第29号 複写電磁的記録請求書
- 様式第30号 報告書
- 様式第31号 質問てん末書
- 様式第32号 協力関係事項照会書

(期紙 日本産業規格A-4)

(用紙 日本産業規格A-4)

(轉載 日本經濟新聞A4)

(継続 日本産業規格A4)

注意 1 名称又は能力の要請に関し、資力見分を行った場合には、本調査を作成すること。
2 事例に忠じ、平假の文字を綴ること。
(料紙 日本産業規格A4)

注意 本物の真贋に関し、任意に提出された鑑定物を留置する場合には、提出者から本書を徴すること。
(附註 日本産業規格4)

注意 1 舟助の要請に関し、任意に提出された証拠物を複製する場合には、本調査を作成すること。
2 符号は、舟助事件ごとに、一連番号により付される押収物の整理番号とすること。
(附録 日本児童虐待介入4)

注意 1 売却の要請に関し、証券物を差し押さえる、又は証券物の任意売却を受けた場合には、本目録を作成すること。
2 買付は、売却の事件ごとに、一連番号により付される押収物の整理番号とすること。
(附則 日本証券業協会 4)

[illegible]

平成24年04月 日 (印鑑欄を任意で貼付された後、捺印欄へ捺印) (捺印欄に捺印した場合は、捺印欄に捺印した印を捺印欄に貼付)		年 月 日	
共 助 国 保 事 項 履 査 書			
姓 名 (所 属) 所 属		印	
の要請に係る国保事務に關し必要があること、 当該事務につき任意出席されたこと、国助国保事務等に関する法律第8条第1項 第4号に基づいて得られたこと、 なお、みだりに本履査に關する事項を偽りしうと、同法律13条において 罰則を規定した罰則(拘禁又は罰金)によって處罰の対象となること。			
記			
担当事務所所在地 〒		電話	
担当担当者名		電話	
備考 ① 履査の要請に際して、当該履査に必要と認められた事項の調査に必要の資料(1)は、本履査に添付し、② 本履査の提出は、必要ない場合は空白とする。			
(印鑑) 市役所庶務課長 〇			

式(第1号) 国際刑事司法に関する法律(第1号) 第1条第1項第1号の法律(第1号) 第1条第1項第1号の法律(第1号)

保 全 要 請 書

年 月 日

宛
(国)
対法
御

右標題に係る凶悪事件について、御所長又は該標題を
 告知御所長とするための必要ある以下の、下記のとおり、追放期間(電報)の記録
 を所長にしよう。国際刑事司法等に関する法律(第1号)第1条第1項第1号の法律(第1号)

記す。さらにこののちに関する事項を明らかにしよう。同法律(第1号)第1条第1項第1号の法律(第1号)

使用する刑事訴訟法(第197条第1項)に準じてのて来る。

1 消去しないよう求める追放期間の電報の記録

2 消去しないよう求める期間

年 月 日まで

追放 本条第1項第1号の法律(第1号)第1条第1項第1号の法律(第1号)

式要領(1) (電機設備関係事項)に関する事項(電機設備、電気工事)

保全要請期間延長通知書

年 月 日

殿

(所 属)

可也

印

の滞りに係る工事事情について、 年 月 日
付け保全要請書により、消火しないよう求めた遠征経理の電線の延期につき、特
に定めるところで、下記のとおり、当該電線要求等に関する法令第15条において
適用する民事訴訟法第197条第4項によって、消火しないよう求める期間を延長
します。

記

1 消火しないよう求めた遠征経理の電線の延期及びその期間

2 延長する期間

年 月 日まで

3 備考

(附註 日本經濟團體 4)

(附註 日本産業規格 JIS)

（附註、日本産業規格A4）

(精紙 日本産業規格A4)

様式第17号（盗難被害者等に対する出頭命令書、第18条）
刑事訴訟法第218条、第219条

（所 属）
司法 部

年 月 日

共助犯罪嫌疑者
共 助 犯 第 名

年 月 日付け
の要請に係る共助事件につき、本職は、
地方裁判所 裁判官
に於いて、下記のとおり差押えをした。
記

1 差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 差押えの場所

3 差押えの目的たる物

4 差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）

5 差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり

6 差押えの経過（盗難被害者等に対する法律第18条において適用する刑事罰
出頭命令は第2項の規定による差押えをした場合又は盗難被害者等に対する
法律第18条において適用する刑事罰出頭命令第2項において適用する刑
罰第18条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

注意 1 本職の筆跡に照し、差押えにより証拠物を差し押さるる場合には、本職書を作成し、押収品目録を作成すること。
2 本職を筆頭（陪席）により本状を交付することができないときは、その旨を付記すること。
（附録：日本国憲法第4条）

様式第18号（盗難被害者等に対する出頭命令書、第18条）
刑事訴訟法第218条、第219条

（所 属）
司法 部

年 月 日

共助犯罪嫌疑者
共 助 犯 第 名

年 月 日付け
の要請に係る共助事件につき、本職は、
地方裁判所 裁判官
に於いて、下記のとおり記録命
令付差押えをした。

1 記録命令付差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 記録命令付差押えの場所

3 記録命令付差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）

4 記録させ又は有罪させた電綴的記録

5 電綴的記録を記録させ又は有罪させた者

6 記録命令付差押えにより差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり

7 記録命令付差押えの経過

注意 1 本職の筆跡に照し、記録命令付差押えにより証拠物を差し押さるる場合には、本職書を作成し、押収品目録を作成すること。
2 本職を筆頭（陪席）により本状を交付することができないときは、その旨を付記すること。
（附録：日本国憲法第4条）

様式第19号（盗難被害者等に対する出頭命令書、第18条）
刑事訴訟法第218条、第219条

（所 属）
司法 部

年 月 日

共助犯罪嫌疑者
共 助 犯 第 名

年 月 日付け
の要請に係る共助事件につき、本職は、
地方裁判所 裁判官
に於いて、下記のとおり捜索をした。
記

1 捜索の日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 捜索の場所、身体又は物

3 捜索の目的たる人又は物

4 捜索の立会人（住居、職業、氏名、年齢）

5 捜索の経過

注意 1 本職の筆跡に照し、捜索をした場合には、本職書を作成すること。
2 本職を筆頭（陪席）により本状を交付することができないときは、その旨を付記すること。
（附録：日本国憲法第4条）

様式第20号（盗難被害者等に対する出頭命令書、第18条）
刑事訴訟法第218条、第219条

（所 属）
司法 部

年 月 日

共助犯罪嫌疑者
共 助 犯 第 名

年 月 日
の要請に係る共助事件につき、
において、本職が行った捜索については、証拠物がなかったことを証明します。

注意 本職の筆跡に照し、捜索をした場合には、押収品目録を作成し、捜索を受けた者のその他の
目的証明を提出されたときは、本職明書を交付すること。
（附録：日本国憲法第4条）

注意 1 異物の買戻しに関し、検査及び選別を同時にした場合には、本調査を作成し、検査品目録を添付すること。
2 やむを得ない理由により申請を拒否することができないときは、その理由を付記すること。
(原紙：日本産業規格A4)

注意 1 救助の要請に關し、協議をした場合には、本調査を作成すること。
2 やむを得ない理由により状況を訴ふことができないときは、その理由を付記すること。
(精製 日本産業規格A4)

注意 角動の要請に関し、身体検査合致に基づき、身体の検査をした場合には、本調査を形成すること。
(財経 日本産業関係人 4)

注意 有効の登録に関する疑問点については所管機関等の平定がであった場合には、本書を限すること。

様式第26号

様式第27号

様式第28号

[illegible]

注意 再発の要請に關し、退押入を受けた者に当該退押入を受けた記録欄
係に係る電磁的記録の複写を請求した場合は、該退押入から本票を撤去
すること。

取扱者印

(附記 日本産業規格 A 4)

注意 1 表紙又は協力要請に関し、必要な処分又は調査をした場合に於いて、必要なときは、本報告書を作成すること。
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。
(附録 日本産業規格 A 4)

注意 協力の賛諾に関し、関係人に対する質問のてん末を断絶する場合には、本様式によること。

(附録 日本産資財特A-4)

注意 協力の費員に関し、公開所等に照会して必要な事項の協力を求める場合には、本様式によること。
(引用 日本産学協賛会 A 4)